

和水町公民館図書室からのお知らせ

📖 公民館図書室を利用してみませんか？

中央公民館、三加和公民館の館内には図書室があり、開館時間（午前9時～午後10時）内であれば、本を借りることができます。

公民館図書室の本は、和水町、玉名市、山鹿市、玉東町、南関町にお住まいの人、または、町内の学校や企業等に通学、通勤されている人であれば借りることができます。コロナ禍で自宅時間が増える今だからこそ、公民館図書室で本を借りて、読書を楽しんでみませんか？

毎月、広報なごみの「図書室だより」内でおすすめの本を掲載しています。掲載している本以外にも、様々なジャンルの本をたくさん取り揃えていますので、ぜひ、中央公民館、三加和公民館へお立ち寄りください。

📖 本の貸出しについて

公民館図書室の本を借りる場合は、利用者登録申請を行い、「図書室利用者カード（右写真）」を作る必要があります。

利用者登録申請は、中央公民館、三加和公民館で受け付けます。

図書室利用者カードは、申請日に交付しますので、申請日当日から本を借りることができます。図書室利用者カードの交付を希望される場合は、住所を確認できるもの（運転免許証、学生証など）をご持参の上、公民館へお越しください。

本の借り方は、図書室利用者カードと借りる本のバーコードを読み取ることで借りることができます。
詳しい借り方は、各公民館へお問い合わせください。



↑ 図書室利用者カード

たまな圏域電子図書館の紹介

📖 電子図書館とは？

インターネット経由で電子書籍を貸し出すサービスです。インターネットにつながるスマートフォンやタブレット端末、パソコンがあれば、いつでもどこでも電子書籍を借りて読むことができます。

たまな圏域電子図書館には、音声読み上げ機能や読み聞かせに対応した絵本などもあります。玉名圏域内（和水町、玉名市、玉東町、南関町）にお住まいの人、通学、通勤されている人が利用できますので、ぜひご利用ください。

📖 電子図書館の利用について

たまな圏域電子図書館を利用する場合も、和水町公民館図書室の利用者登録申請をし、たまな圏域電子図書館用の利用者IDとパスワードを登録する必要があります。

【電子図書館の利用者ID】

和水町公民館図書室利用者カードの利用者ID（6桁の数字）の前に「40000」を付けた11桁の数字が、たまな圏域電子図書館の利用者IDになります。

（例）公民館図書室利用者IDが「123456」の場合、たまな圏域電子図書館利用者IDは「40000123456」となります。

【電子図書館のパスワード】

利用者本人の生年月日（西暦、8桁）の数字がパスワードになります。

（例）2021年4月1日生まれの方の場合、「20210401」がパスワードになります。※パスワードは変更することができます。



たまな圏域電子図書館ホームページ URL：https://web.d-library.jp/tamaken/

詳しい利用方法は、各公民館へお問い合わせください。

問 中央公民館図書室 ☎0968・86・2022

三加和公民館図書室 ☎0968・34・3047



電子図書館
QRコード

18歳から大人 ～成年年齢が引き下げられます～

2022年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。成年に達すると、自分だけで携帯電話の契約やクレジットカードの作成などができるようになる反面、自分の判断やその行動に責任を負うことになります。また、18・19歳の人は未成年者取消権が認められなくなります。

なぜ成年年齢が引き下げられるの？

近年わが国では、憲法改正国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢などが18歳と定められ、国政上の重要な事項の判断に関して、18歳・19歳の人を大人として扱うという政策が進められてきました。こうした政策を踏まえ、民法においても、18歳以上の人を大人として取り扱うのが適当ではないかという議論がされるようになりました。世界的にも、成年年齢を18歳とするのが主流です。成年年齢を18歳に引き下げることは、18歳・19歳の若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すことにつながります。

18歳になるとできること、できないこと

できること	できないこと
○親の同意なしでの契約（携帯電話の契約・ローンを組む・クレジットカードを作る・賃貸住宅の契約） ○10年有効パスポートの取得 ○公認会計士や司法書士、医師免許などの国家資格取得 ○結婚（男女ともに18歳） ○性同一性障がいの人が性別の取り扱いの変更審判を受けること	○飲酒 ○喫煙 ○競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う ○養子を迎える ○大型及び中型自動車運転免許の取得

こんなトラブルに注意を！ 一悪質業者は成年に達したばかりの若者を狙っていますー

定期購入	事例	動画サイトやインターネットの広告を見て、「お試し500円のサプリメント」を購入。2回目は頼んだ覚えがないのに商品が到着し、定期購入となっていることがわかった。
	アドバイス	契約内容や条件をしっかりと確認しましょう。また、購入した業者や最終確認画面など経緯がわかる画面などを印刷して記録を残しましょう。
副業 もうけ話	事例	新型コロナウイルスの関係で収入が減り、インターネット検索で見つけた副業サイトに登録したが、理由をつけて電子マネーを要求され、気づいた時には100万円以上支払っていた。
	アドバイス	本当に正しい内容なのか確認しましょう。お金を借りてまですることなのか確認しましょう。身近な人からの勧誘でも、きっぱり断る勇気を持ちましょう。
美容・エステ 等の契約	事例	エステの施術に関して回数や期間を決めて契約したが、「予約が取れない」や「思うほどの効果がない」などの理由で解約したいが残り分の返金がされない。
	アドバイス	契約内容（途中解約など）を事前によく確認しましょう。ひとりで決めずに、親や身近な信頼のおける大人へ相談をしましょう。

大人なので…

なぜ安いのか？

本当に効果があるのか？

なぜ儲かるのか？

など客観的に考える習慣を身に着けることが大切です。



契約トラブルなどで困ったときは相談を！相談は無料で、秘密は厳守されます。

消費生活談窓口（役場総務課内） ☎0968・86・5720

（午前8時30分～午後5時15分 土日祝日を除く）